

署長 殿

生企発第914号
(地域、捜二)
令和3年12月23日
3年保存(口訓)
本 部 長

「特殊詐欺被害ゼロの日」の実施について(通達乙)

県警察では、県下全域で特殊詐欺被害防止対策に取り組むことにより、社会全体で被害防止を図る気運を醸成することを目的に、平成27年から毎月30日を「特殊詐欺被害ゼロの日」と指定し、被害防止対策の強化を図ってきた。

本年11月末時点における県内の特殊詐欺被害は、前年同期と比較すると件数、金額ともに減少しているが、サイトの未納料金やコンピューターウイルス除去費用等を電子マネー等で支払うよう指示してくる架空料金請求詐欺や、平成30年以降認知がなかった還付金詐欺の不審電話(以下「アポ電」という。)が多発するなど、幅広い年齢層に被害が拡大している。また、昨年から引き続き、キャッシュカードを騙し取ろうとする預貯金詐欺等のアポ電が多発しており、被害がいつ増加に転じてもおかしくない状況である。

このような実情から、官民が一体となって「だまされないための対策」を講じることで、県民の特殊詐欺に対する抵抗力をより一層高めていく必要があることから、引き続き「特殊詐欺被害ゼロの日」を実施することとしたので、全職員に周知徹底を図るとともに、効果的な被害防止対策に努められたい。

記

1 目的

県下全域で特殊詐欺被害防止対策の必要性を広く県民に意識付けることで、社会全体で被害防止を図る気運を醸成し、県民の特殊詐欺に対する抵抗力を高めることを目的とする。

2 実施日

毎月30日とする。ただし、2月については28日とする。

3 活動の重点

「特殊詐欺被害ゼロの日」は、次の活動を重点的に実施すること。

- (1) 県民がだまされないための「わかりやすく、伝わりやすい」広報啓発活動
- (2) ミニ広報紙等を活用した、巡回連絡時における独居老人、高齢者世帯等への特殊詐欺被害防止広報
- (3) コンビニエンスストア、無人ATM等、発生が予想される場所への制服警察官による立寄警戒

- (4) 金融機関、コンビニエンスストア等への通報依頼や声掛け訓練の実施
- (5) 庁舎等における「特殊詐欺被害ゼロの日」のぼり旗の掲揚

4 報告

「特殊詐欺被害ゼロの日」に各種活動を行った場合は、実施の都度、生活安全企画課を経由して報告すること。

5 留意事項

「特殊詐欺被害ゼロの日」の活動を効果的なものとするためには、地域住民、防犯ボランティアをはじめ、各地区地域安全協（議）会、各種事業者等の関係機関・団体との連携した活動が重要であることから、事前にミニ広報紙や地域安全ニュース等の各種広報媒体や会議等を通じて「特殊詐欺被害ゼロの日」の趣旨等を周知し、積極的な参加を促すこと。